

## 《茨城支部ニューズレター令和3年5月9日号》(2021年度第1号)

令和3年5月9日(日)、令和3年度第1回資格更新研修会、および茨城支部総会が行われました。新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、ZOOMミーティングによるオンライン開催となりました。

### <第1回資格更新研修会>

#### 1. テーマ「臨床発達心理士としての倫理」

講師：星茂行先生(ほし発達支援オフィス、臨床発達心理士スーパーバイザー)  
※臨床発達心理士認定運営機構 倫理委員会との共催

#### 2. 参加者 71名(臨床発達心理士有資格者のみ)

#### 3. 研修内容

前半：講義(臨床発達心理士の倫理綱領/相談事例/他職種の倫理綱領との比較)

後半：グループワーク(6~7名のグループに分かれての事例検討)+全体での共有

#### 【前半】

- 臨床発達心理士が遵守すべきものとして「倫理綱領(第1条~第9条)」が定められている。その内容を理解し、実践していくことは必ずしも容易ではないが、心理士は日々考えながら要支援者(クライアント、関係者)と向き合っていく必要がある。
- 臨床発達心理士の倫理綱領は2019年に一部改定され、「第3条 信用失墜行為の禁止」や「第6条 多重関係への配慮」が付加された。多重関係により要支援者に不利益が生じることは避けなければならない。心理士には、自己の現状を客観的にとらえること(自己覚知)が常に求められている。
- 「第5条 秘密保持の原則と守秘の例外」は最も大切な項目となる。現代のネット社会は、個人を特定しやすい状況にあり、個人情報を含む記録の取り扱い(保管)は厳重に行う必要がある。また、検査結果や意見書等の個人情報を他職種や関係機関に提供する際には、事前に要支援者に説明をして同意を得なければならない(同意書が望ましい)。
- 社会福祉士、医師、公認心理師の倫理綱領と比較し、対人援助技術者の専門家として共通する視点を確認した。

#### 【後半】

- 2つの事例について、それぞれの問題点と対応策をグループごとに話し合い、全体報告の場で共有した。様々な職種の参加者が集い、活発な意見交換がなされた。
- 倫理的問題で困っている場合、倫理相談委員会に相談することができる。

臨床場面における事例を思い浮かべながら「臨床発達心理士としての倫理」について再考し、また様々な職種の皆様と話し合う貴重な機会となりました。研修会の開催にあたりご尽力を賜りました皆様に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

### <総会>

茨城支部総会は、出席者30名、委任状29名の計59名で成立しました。成立要件は現会員数86名の過半数44名以上の参加です(委任状含む)。下記の議事について協議を行い、承認されました。承認後の議事資料は、茨城支部HPに掲載されています。

2020年度 活動報告  
2020年度 会計報告  
2021年度 活動計画案  
2021年度 予算案

### <次回研修会のお知らせ>

==第2回資格更新研修会・第1回公開講座==

- ★日時：令和3年10月3日(日)13:30~16:30
- ★開催形式：オンライン(ZOOM)
- ★テーマ：GIGAスクール時代の特別支援教育におけるICTの活用(仮題)
- ★講師：山口 禎恵先生(茨城県教育委員会 特別支援教育課)

==第3回資格更新研修会・第2回公開講座(連続講座)==

- ★日時：①2021年11月21日(日)~29(月)オンデマンド  
②2021年12月5日(日)9:30~16:30 ライブ  
③2021年12月19日(日)9:30~16:30 ライブ  
※①~③すべて履修して資格更新ポイント4ポイント
- ★開催形式：オンライン(ZOOM)
- ★テーマ：ふれあいペアレントプログラム指導者養成講座
- ★講師：尾崎 康子先生(東京経営短期大学、ふれあいペアレントプログラム推進研究会代表)

(文責 中島 亜砂美)